

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和4年6月16日

奈良県知事 荒井 正吾

1 業務の概要

(1) 業務名

令和4年度『古代歴史文化賞』記念シンポジウム開催業務

(2) 業務の目的

本県においては、「古事記」「日本書紀」「万葉集」に代表される歴史素材を活用した行政施策を効果的に展開し、「本物の古代と出会い、本物を楽しめる奈良」を実現していくための取り組みとして、「記紀・万葉プロジェクト」を推進している。

「古代歴史文化賞」は平成25年度に島根県が創設し、古代から伝わるゆかり地が多く存在する本県をはじめ、三重県・和歌山県・宮崎県が参画して実施する顕彰事業であり、古代の歴史や文化に関する一般向け書籍で優れた作品を表彰するものである。この事業は、今年度の受賞作品決定を記念し、シンポジウムを開催することにより、全国に向けた情報発信を行い、現地への誘客を目指す。

(3) 業務の内容

- ①計画・準備
- ②シンポジウムの企画・実施
- ③会場での観光PRブースの設置、受賞作品の販売等の演出
- ④当日プログラムの作成
- ⑤記念シンポジウム、「古代歴史文化賞」及び「記紀・万葉プロジェクト」に関する情報発信
- ⑥シンポジウム参加申込の受付
- ⑦古代歴史文化賞奈良県賞(副賞)の製作又は購入
- ⑧事業の取りまとめ、事業実施報告書の作成
- ⑨打合せ協議

(4) 委託料上限額

7,692千円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

(5) 業務の仕様等

4の(2)により配布する、平成4年度『古代歴史文化賞』記念シンポジウム開催業務委託仕様書(以下「仕様書」)に示すところによる。

(6) 履行期間

契約締結日から令和5年3月22日(水)まで

2 応募資格

この委託業務における受託者募集に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (3) 公告の日から本件業務の提案書等の提出の日までの間のいずれの日においても、奈良県の入札参加停止の措置期間中でない者であること。
- (4) 公告の日から本件業務の提案書等の提出の日までの間のいずれの日においても、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更正手続開始の申立て、または破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (5) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。

- (6) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
- (7) 奈良県会計局の所管する競争入札参加資格者名簿の営業種目Q5「役務の提供（広告・イベント業務）」に登録されていること。
- (8) 役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時物品購入等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者（支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (9) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (10) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- (12) (10)及び(11)に挙げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (13) 同種又は類似の業務を過去5年間（平成29年4月1日～令和4年3月31日）に受託し、同期間内に履行を完了した実績を有する者であること。

3 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 2の応募資格に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の提案書等を提出したとき。
- (3) 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (6) そのほか不正な行為があったとき。

4 手続等

- (1) 担当部局(書類の提出先及び問合せ先)

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地
奈良県文化・教育・くらし創造部 文化資源活用課 世界遺産係
電話番号 0742-27-2054
ファクシミリ 0742-27-0213
電子メールアドレス bunkashigen@office.pref.nara.lg.jp

- (2) 仕様書の配布

公告の日から同年7月6日(水)午後3時までの間に、(1)の担当部局またはインターネットの「奈良県文化資源活用課ホームページ」から入手するものとする。

- (3) 令和4年度『古代歴史文化賞』記念シンポジウム開催業務委託事業者募集要項(以下「募集要項」)の配布
公告の日から同年7月6日(水)午後3時までの間に、(1)の担当部局またはインターネットの「奈良県文化資源活用課ホームページ」から入手するものとする。
- (4) 参加表明書、企画提案書等の提出
4の(3)により配布する募集要項に示すところによる。
- (5) 説明会の開催、質問の受付
4の(3)により配布する募集要項に示すところによる。

5 委託事業者の選定

4の(3)により配布する募集要項に示すところによる。

6 受託者との契約

4の(3)により配布する募集要項に示すところによる。

7 その他

(1)本業務の提案への参加に係る費用は、応募者の負担とする。

(2)提出された提案書等は返却しない。

(3)本業務の詳細は、4の(3)により配布する募集要項に示すところによる。

(4)本公募型プロポーザルは、提案書等を評価し、業務を委託する上で最も適した「受託者」を選ぶものであり、「企画提案そのもの」を選ぶものではない。業務内容については、契約後改めて文化資源活用課との協議のもと進めるものとする。